

# 会議録

平成 29 年 8 月 31 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 4 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：福嶋委員

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 25 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** ただいまから第 4 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます。福嶋委員より欠席の届出がありました。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは早速、本日の会議を進めていきたいと思えます。

なお、きょう 1 日の予定で調査事項がまちづくり新幹線課から 4 件ありまして、その他の案件、また意見書の件数も多いものですから、時間はびっちり夕方までかかるのかなと思えますので、皆様方よろしく願ひいたします。

### 2. 調査事項

#### <まちづくり新幹線課>

#### ・人口減少対策について

**平野委員長** 早速、調査事項のまちづくり新幹線課、資料は配付しておりますので、人口減少対策について進めていきたいと思えます。

それでは、資料説明を福田まちづくり新幹線課長、よろしく願ひいたします。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** おはようございます。まちづくり新幹線課でございます。よろしく願ひをいたします。

それでは、まちづくり新幹線課人口減少対策についての資料をご覧ください。

本日は、はじめに木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

先週 23 日でございますが、推進委員会が開催されておりますので、その内容についてご報告を申し上げます。

総合戦略につきましては、雇用の創出、移住・定住、結婚・出産・子育て、交流人口の拡大、以上の 4 分野から構成されておりますので、各分野ごとに K P I の設定をして、その進捗状況についてご説明の上、委員の皆さんからご意見をいただいたところでございます。

一つ目の雇用の創出につきましては、表のとおりでございますが、委員の方々からのご意見といたしましては、特産品であるヒジキの養殖技術を早期に確立し、安定供給と収入増を図っていただきたい。

また、はこだて和牛につきましては、なかなか町民の食卓になじみがないという認識を持っているということで、何か町民に対して還元できるイベントはないものかというようなご意見をいただきました。

また、企業誘致につきましては、相手もあるということで、簡単に結果が出るものではないものの、当町の交通利便性の高さや交流人口の増加などを発信し、様々な工夫を凝らして取り組んでほしいというようなご意見をいただいております。

二つ目の移住・定住でございますが、当町は子育てや児童・生徒への支援が手厚く、子育てには住みやすい環境であることから、情報発信を強化して取り組んでほしいといったご意見をいただいております。

また、ほかにも新幹線、高規格道路インターチェンジの開通、いさりび鉄道など交通の要衝という地理的優位性から、函館市、北斗市、七飯町の通勤圏となるこういったところを活かしていくべきというようなご意見もいただいたところでございます。

2 ページ目をご覧ください。

三つ目の結婚・出産・子育てにつきましては、二つ目の移住・定住と同じく、子育て環境の情報発信について、ご意見をいただいております。

四つ目の交流人口の拡大でございますが、交流人口が増加しているという認識を踏まえ、引き続き観光協会への支援を継続していただきたい。また、薬師山の芝桜について、ご意見をいただいたところでございます。

これらのいただいたご意見をまとめますと、交流人口の拡大を維持し、交通の要衝という地理的特性を活かすとともに、今後は情報発信が重要であるというようなご意見が目立っていたというふうに認識してございます。

今後、いただいたご意見につきましては、総合戦略の K P I 達成のための施策検討に反映させるとともに、情報発信につきましては、今後開催されます東京での「暮らし&仕事セミナー」や町のホームページ、移住・定住パンフレットの配布、これらの取り組みにより一層強化していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3 ページ目をご覧ください。

木古内町空き家リフォーム助成事業、現状についてご説明を申し上げます。

空き家リフォーム助成事業の利用状況でございますが、ことし 4 月から事業を開始いたしまして、現在 1 名のかたから申請を受け付けているところでございまして、2 名のかたから相談を受けてございます。

リフォームの内容は、トイレの改修などの排水整備が主なものとなってございまして、

対象者の方々はいずれも町外から移住されるかたとなっており、

次に、木古内町ちょっと暮らし住宅事業について、ご説明を申し上げます。

利用状況でございますが、本年 2 月からこの事業ははじめております。現在までに、3 組、6 名のかたが利用をされてございます。道外のかたが 2 組、道内のかたは 1 組となっております。

利用されたかたにはアンケートを実施してございますが、木古内町を選定した理由につきましては、交通の利便性ということが挙げられているところでございます。

次に、4 ページをご覧ください。

ここにありますとおり、いろいろな項目のアンケートに回答をいただいております。

アンケート結果からは、本州からの 2 組のかたは、毎年、避暑地として 7 月・8 月に北海道を訪れていると。二地域居住や短期滞在は検討しているものの、北海道の冬には寒さや降雪にマイナスイメージがあるということで、定住については検討していないということでございました。

また、広域観光の面での評価が高かったというふうな結果も出てございます。

今後も利用者のかたへのアンケートを継続いたしまして、その傾向を把握、分析し、今後の施策の参考にしてまいります。

説明は、以上でございます。

**平野委員長** 人口減少対策について、一応項目としては二項目に分けていたのですけれども、ボリューム的にも 4 ページ程度ですので、全てとおしで資料の説明をいただきました。

早速、各委員より質疑があればお受けいたします。

まち・ひと・しごと推進委員会については、K P I の数値が示されただけで、各委員から意見も記載はありますが、この意見を踏まえて町がどうするかというところを本来であれば話をしたいところなのですけれども、あくまでこの数値と意見を出されただけでは、なかなか各委員さんからも質疑というのは出づらいのかなと思っております。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうからは、いわゆる K P I の数値目標なのだけれども、例えば 1 ページの地方における安定した雇用を創出をするという中で、具体的な施策と客観的な重要業績指標ということなのだけれども、そもそも 31 年度の目標値とか、ここにヒジキの場合は 10 だとかヒジキの単価の向上 3,000 円だとか何とかといろいろあるのだけれども、進捗状況を見ると例えばもう 29 年ですよ。来年で 30 年、あと 2 年ほどあるのかもしれないけれども、ただこの状況からいくと非常に進捗がどうなのという数字のある部分がある。少なくとも半分以上は、数字目標に対しての進捗になってなければいけないような状況でないかと思うのだけれども、そういう部分の取り組みが数字に表れていないというのが現状なのかなというように一つ認識が個人的な見解です。

やはりいろいろこうやって項目を掲げているのですけれども、そういう見直しという部分に関しては、どんな考えを持っているのか。このままでいくのだよとか、どうしてもこうやって掲げたけれども、現状あるいはこの状況を踏まえた中でいくと変更せざるを得ないとか、やはりできないものはできないという解釈でいかなければいけないのかなと思うのだけれども、そうした時にどう次の展開をしていくのという部分をその辺もやはり考慮があってもいいのかなと思うのですけれども、その辺の見解をちょっとお願いします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** このK P Iの進捗状況に関してのご質問でございますけれども、このK P Iの設定。これにつきましては、27年度から31年度まで5年間ということでございます。28年度で2年目ということでございます。このK P Iを達成したあかつきには、人口減少率を一定程度抑えることができるということでの設定でございます。事業の中には現在例えばヒジキの養殖事業等につきましては継続事業、まだ完結まで至っていない。したがって、進捗率ゼロになっているところもございますけれども、また後継者就業、一次産業後継者支援。これにつきましても、残り29年度から31年度3年間、これでどの程度Uターンして来るかたが来られるか。また、その他の項目にしましても、2番目の移住に関する例えば相談件数ですが、これにつきましては今後セミナーへの参加による個別相談、あるいは先ほど申しましたとおり、ホームページ・その他移住促進協議会等も活用した情報発信、これに今後力を入れることにより数値は上昇を上向くものというふうには認識しているところでございまして、この検証によりまして現在のところK P Iを変更するという考えはございません。このK P I達成に向けて今年度以降、あと3年間施策として例えば予算付けの中で、事業の拡大を図るものの中にはあるかもしれません。そういった事業の内容の見直し等を通じて、現在のK P Iの達成を目指すというのが現在の考え方でございます。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 考え方とすれば理解できました。ただやはり、こういう資料は資料としていいのですけれども、やはり数値的な部分の中で我々の目から見ると、この事業はいくのかなというようなことも見切れる部分はあるのだけれども、行政としてあるいは担当課としていま説明があったように、やはりいわゆる施策をいま現状はこうだけれども、こういう展開を持って目標に向かっていくのだという説明があると非常に我々としても理解できる部分はあると思うのです。こういう部分だけでいくと、なかなか本来意気込みというのはどうなのかなというちょっと思いがあって、いまそういう聞き方をしたのだけれども、やはりそういう部分も添えていただければ、前向きな考えでいるのだという解釈を我々としてできるので、その辺を資料のあり方をもうちょっと検討していただければとそんなふうには思っていました。以上です。

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

空き家リフォーム、ちょっと暮らしのほうも3組6名決して多くはないのですけれども、思っていたよりも利用期間が長く利用されているなという印象を受けました。

それで、この年代のかた60代・70代ということで、おそらく会社を退職されたかたなのかなと思うのですけれども、一応仕事の部分と個人情報になるのかもしれないのですけれども、個人で何かいろいろされているかたなのか、それとも会社に勤められていてリタイアされたかたなのかというもしそこも追加でわかれば教えていただきたいです。

あと、この中で様々な項目ごとに一見綺麗に資料がまとまっているのですけれども、実際に29年度の移住してきたかた、年代別にもしわかれば、いま実際、29年度どういう状況なのかなというところを知りたいです。子育ての部分では、広報を見る限り出産数もこ

こ数年では非常に低いという部分もありますので、一応そこも把握している数字がありましたらお教えいただければと思います。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まずは、ちょっと暮らしのほうのご質問が先でしたので、その利用者の方々の特性ですが、これは私ども職業等は確認はしてございませんが、直接会ってご案内等をした中の感覚では、サラリーマンをリタイアした方々というふうに認識をしてございます。そこは付け加えますと、やはり仕事をしている世代ということになると一週間・二週間というようなそういった長期の休暇はなかなか難しいのかなど。

また、利用されているかたは、やはりちょっと暮らし住宅の制度を活用して、北海道の生活を体験してみたいというような認識を持って来られているようでございます。

したがって、木古内町は今回はじめてという方々だったのですが、ほかの地域のちょっと暮らしも体験されているというような状況でございます。

また、移住者の状況ということでございますが、住宅リフォームの申請相談をされているかたはこの3件でございまして、その他手元には実数と言いますかありませんけれども、町内の不動産業者さんこういった方も相談の中で、町外から移住されているかたも数名いらっしゃるというふうには伺ってはございます。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** わかりました。ちょっと暮らしの3名のかたについては、サラリーマンをリタイアされたかたということで、理解しました。ということは今後、いま今回の方々は冬の問題もあるので移住はという部分では積極的ではないみたいですが、今後の例えば課題といたしまして、サラリーマンをリタイアされたかたがおそらく年金世代になってという年代だと思います。その中で、確か前回の委員会か何かでも話をさせていただいたかもしれませんが、ボランティアなのか地域の人達とともに何かできる活動・仕事なのか。何か実際に年金をもらって暮らすだけではなくて、木古内に住む様々な理由のうちの一つに生活を支える何かそういった部分との連携が必要かと思うので、今後この世代のかたが移住に来られたら、本当にアンケートに難しいかと思うのですけれども、実際に生活をした時にどのように生活を構成していくのかという部分で、やはり年金以外の収入であったりとか必要になると思いますので、そこも今後ちょっと連携していただければなと思います。

あと、子どもの部分でちょっとわかりづらかったのですが、移住してきて出産した人はいないということでのいいのですか、本年度実績としては。わかりました。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 人口減少について、移住定住は大変我が町にとって一番重要視されているというふうに認識をしています。

そして、3ページの空き家リフォームの助成事業、ここで例えば2名のかたから相談があったと。リフォームの内容とすれば排水、屋根等が主。これただこの項目でなく、やはり屋根の張り替えには例えば100万円かかる、排水の整備をするためには50万円かかる。その予算というか費用は大変だからどうだというのか、これを例えばクリアすれば木古内に住んでもいいというのか、やはりその辺だと思うのですよね。本当にやはり木古内に来

てくださいと言うのであれば前回、リフォームの助成事業のいろんな整備しましたけれども、それだっで見直しをしてやはり住んでもらうことによって、こういうふうな我が町にとっての優位性というかあるのだということであれば、やはり人口減少の一番のこれがポイントだというふうに考えているのですよね。ですから、ただ排水が完備されれば来てもいいというのかどうなのか。それだけではないよという内装も例えばクロスの張り替えもしなければならない、何もしなければならないというそういう項目がないのかどうなのかということが。ただこれだけでも断念するのであれば、何とかやはりこの部分を対応してあげたら来ると言うのではないのかなというふうに思うのですよね。その辺どうなのかという部分について。

それともう 1 点、1 ページのはこだて和牛の部分。戦略のこの委員会の中で大変した部分、これやはり我々議会からも言っているように、町民に何となくはこだて和牛が馴染みがない。そのためにはやはり町民に普及させるものを還元できるようなイベントをやるべきでないかと。23 日にやっているわけだから、一週間で 9 月の例えば定例会に補正で 100 万円盛り込むだとかとそういう議論はどの辺までいっているのか。せっかく戦略会議で良いことを言っているわけだから、やはりそれを実践しないとただ絵に描いたぼた餅で終わってしまうような気がするのですよね。その辺この一週間での経過、9 月の定例に向けて何とかやはり取り組めるじゃないかという部分、金額は別にしてそういう意気込みがあるのかどうなのか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** いま、竹田委員のほうから非常に賛同する意見が出ました。やはりこういう意見が出るということは、当然ながら何かやはり仕掛けをすべきだと思うのです。その仕掛けによっては、非常に相乗効果もそういう期待感も当然あるわけです。やはり人を集めて、なお且つはこだて和牛の良さをわかってもらおうと。それで、数に限りがあるというのは承知はしているけれども、いまの状態の中で町民の皆さんがこういうようなお話をされるということは、やはり何かをやって奉仕というわけではないですけれども、そういうイベントを組ながらわかっていただくということが非常に大事だと思います。それによって先ほど言ったように、プラス相乗効果というのが当然出るはずなので、そういうものもやはりちょっとガッチリ考えていただいて、実行すべきかなとそんなふうに思っています。だから、予算的な部分に関しては、いろいろやり方次第であるのでしょうけれども、まずその辺を具体的に進めていただければなとそんな我々としても強く思っているところなのです。ですから、竹田委員が言われたようにそういう部分をきちんと見せた中で、何とか実行に移せるように努力していただきたいとそんなふうに思います。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** はじめに、空き家リフォームについてのお尋ねでございます。

この空き家リフォームを利用されるかたにつきましては、リフォームがあるから木古内へ来たというふうなことでもございませんで、移住相談という形で私ども相談をまずは承り、その中で木古内町ではこういう取り組みをしていますよということで、木古内町に限定した相談ではなかったのですが、こういったリフォーム助成の事業もあるということが一つの木古内町への移住の決断につながったという側面はあろうかというふうに思ってお

ります。

また、このリフォームにつきましてはそれぞれの空き家の状況、これによって内装・外壁・屋根・水回り、様々なリフォームの箇所がまたその度合いも違ってまいろうかと思えますので、これはリフォームされるかたが町の助成も含めた中で、こういったリフォームを進めるかということを進めていると。

それから、トイレ水回りでございますけれども、これはやはりお話を伺いますと、やはりただの汲み取りというものは敬遠されているという状況で、下水が接続されていればこれは申し分ないのですが、少なくとも簡易水洗程度にはやはり皆さん考えられているようでございます。

それから次に、はこだて和牛の町民へのというような総合戦略策定推進委員会、この意見についてのご質問ですが、これにつきましては23日に実施してまだ原課との調整は今後でございます。このご意見につきましては、やはり生産している町・町民がそれを口にするので体験することで、はこだて和牛の良さを認識し、それで知り合いなり周辺にそれを伝えて発信するというようなことを期待してのご意見だったというふうに認識しております。これにつきましては今後、こういった形で進めることができるのかということや産業経済課のほうともきちんと内部調整をしながら、今後の施策につなげていきたいというふうに考えてございます。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 後段のはこだて和牛の部分、まだ原課とも連携を取っていないということですし、やはりこういう戦略会議でのこういう意見反映をどうするかと。まず、そうしたらやってみようというふうにならなかったのかどうなのか。ただ、相手もあるわけだから今回は町が例えば予算を持たないけれども、1人あたりの参加費5,000円をもらって、はこだて和牛祭りを大々的にやろうじゃないかと。そして、道の駅ではガスコンロまで用意してあるわけだから、そういうのを使っての人数限定でやろうかとかとそういうアイデアとか何かそういう発想でまず前に進むと。やってみてその結果を踏まえて次年度どうするかということであればいいのだけれども、やってもみないでただこれから検討します、ボクシングでないわけだから。やはりもう少し具体的な部分で、前に町民に還元する部分としては、こういうものをまず今年度はやろうという気にならないのかなというのが非常に残念です。

それといま空き家リフォームの関係、後段に言った例えばトイレ。これだってやはり町の考えとすれば、私は間違っているような気がするのだよね。都会から来る人からすればトイレ水洗というのは、当たり前何か話みたいなのですよ。だとすれば、例えば本町地区下水道の普及以外の地域であっても、個人浄化槽を付ければ簡易水洗になるわけですし、やはり多少お金はかかるけれども、そういうものをいち早く踏み込んで、トイレはもう水洗で整備できますとか、それは例えば町でやりましょうというそれは縷々基準というか補助要綱等あるから簡単には言えないかもわからないけれども、そういうものの前向きでなければ空き家リフォーム事業をやりました、移住定住で木古内にいらしてくださいと。そしていまなお且つ、これから暮らし・仕事セミナーを東京でやって、移住定住のPRをする。それで来ますか。この事業で1人でも木古内に移住定住者が出てきたというのであれば、セミナーの事業評価をしますけれども、そうでなかったらいまある空き家リフォーム。

この事業の中身の見直しも含めて本当に来てほしいのか、看板だけを何かかけているような気がしてならないのですよ。本当に来てほしいのであればもっともっとやはり突っ込んだ部分、当然こういういろんな制度の見直しも含めて、どんどんあるべきでないかなという気がします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** この空き家リフォーム助成事業につきましては、これまでこういった取り組みはなかったものを今年度から制度化したということで、これは町の財政状況等も踏まえた中で上限 100 万円、町内事業者を使っていただくというようなことを条件として設定したわけですが、これはやはりそういった条件の中では移住されるかたもこれを踏まえて、例えばトイレであれば下水道が整備されている本町地区の空き家を選ぶ人もいれば、この中にもありますとおり泉沢地区を選択したかたもおります。これは、まるっきり汲み取り式のトイレでございました。ただ、その中でもやはり本町地区と泉沢地区の空き家の価格の違いですとか、それぞれ移住されるかたの思い・思惑というものもございませので、いま当面はまずはこの制度ははじめましたので、現状この制度をPRして多いに利用していただき、移住するかたに活用していただいて、移住者の増加につなげていきたいというのがいまの私どもの考え方でございます。

それから、水洗が常識ということで町でできないかということですが、それもいまのこのリフォーム助成というものを継続した中で、考えていきたいというふうに思っております。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 37 分

**再開** 午前 10 時 56 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 56 分

**再開** 午前 10 時 57 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

新井田委員。

**新井田委員** いろいろ意見は出されていますけれども、私もこの木古内ちょっと暮らしの住宅事業について、A・B・Cということで3組ということで、実績がありましたよということで、先ほどもちょっと関連したようなことを言われていましたけれども、いわゆるこういう情報を今後どうやって活かしていくのか。要するに、つまり営業でいけば後追いをきちんとすべきじゃないかと思うのです。ただ、3組来たからあと何組来ればいいよねということでなくて、もちろんそういうことではないと思うのだけれども、こういうやは



り情報を我が町としてどう捉えるかですよ。これをどう成果に結びつけるというようなことをやはり追跡をしていかないと私は何かこれで終わってしまうということでないかという気がするのです。だから、この事業は事業としていいのですけれども、やはり 3 組のせっかくこういう体験をしてもらった中で、我が町としてはやはり後追いフォローをきちんとしていただいて、何とか我が町に移住定住してもらおうというようなそういう施策もある程度必要でないかと思うのです。この辺のちょっと考え方について、見解をお伺いしたいのですけれども。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** ちょっと暮らし住宅のフォローということですが、これにつきましては利用者のかたから今後もアンケートをいただきながら、収集分析していくことは申し上げました。

今後、これらはアンケートをいただいたかたから、これを対外的にご意見として良い部分・悪い部分含めまして、対外的に情報発信するような方法も考えつつ、最大限上手く活用していけるような方策を考えていきたいというふうに思っております。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** ぜひそういう形で後追いをきちんとしていただいて、成果に結びつけてもらいたいと思います。

それと、このアンケートの内容ですけれども、見ているといろいろ項目はあるのですけれども、ちょっと感じたのは悪い部分というか良い部分というか、そういう部分が大半な中身かなというような個人的に認識しているのですけれども。ちょっと暮らしした中で、私はこういうことが不便だったとかそういうのは本当になかったのかなと。例えば、いま布団は自分方で手配するよということになっていますよね。でも布団があればいいねとか、そういう細かい部分というのはどうなのかなと。やはりかゆいところに手が届くようなある程度仕組みをしていかないとなかなか次につながらないという部分もあるのではないかなと。そのためにはやはりそういう悪い部分も大いに参考としていただくためのアンケートも必要ではないかと思うのです。この辺をちょっと見解をお願いします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それで、4 ページ目の下の囲みの上に、ここに例えばスポットの案内看板が少ないねとか、これがちょっとマイナスイメージなのですが、このほかにも自由記載の項目ですとか、そういったものも設けて例えば布団を借りている人であれば、ちょっと 1 日の布団代が高いねとか、そういったご意見もあろうかと思っておりますので、それはそれで項目を再検討して今後、意見を集約していきたいというふうに思っております。

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 先ほどの質問の続きになるのですけれども、先ほど移住者の子どもも含めて増えた部分を聞きましたけれども、どうやら本日の委員会を聞いている中で、減らさないほうが大事だなと私は思って聞いていました。それで、9 月の広報を見ましても亡くなられたかたが 7 名いて、出産届出はありません。町の人口が 4,342 人、こちらもたぶん予定より 200 人強早く人口が減っていると思うのです。出生届は 14 日以内、死亡届は 7 日以内で、

それぞれ数人の誤差はあるものの、確実に減っていると思うのですよ。それで、出生率が落ちているのか、それとも自然と高齢者のかたが亡くなっているのか、それとも移住で減っているのか。なぜ減っているのかという分析調査がこれ大事じゃないのかなど。本日のこの全体的に人口減少対策の委員会をやる中で、私はそのように感じました。

それで、現に福祉関係の介護関係の仕事をしているかたで、家族で木古内から引っ越ししてしまったかたもいらっしゃるみたいなのです。その中でやはりそれぞれ生活環境、就職先とかいろいろ悩みはあったようですけれども、私が何を言いたいかといいますと、有効的な人口減少対策をする中で、なぜ我が町から引っ越ししてしまったのだろうか。その理由を町民課となるかと思うのですけれども、連携して何とかアンケートを分析、現状の把握ぐらいはしておかないと移住定住で高齢者のかたに来ていただいたとしても、子育て世代の家族が丸ごと引っ越ししてしまっちは、穴が開いたバケツに水を入れるようなもので、成果が出ないというのがありますから、これはお願いになるのかそれともちょっとその辺課長に若しくは副町長に確認をしたいのですけれども。なぜ減っているか、まずそこをきっちり抑えていただきたいと私は思っておりますけれども、そこについてお願いします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 当町の人口減少の要因ということになりますと、やはり自然減。自然減ということは、亡くなるかたに比べて生まれる子どもが少ないと。これがやはり一番の大きな理由。

また、近年では新幹線工事あるいは高規格道路の工事が完了、あるいは進捗率が上がったことによって、その作業にあっていた会社の方々が戻られたというのも一つの要因というふうに思っております。

また、転出理由につきましては、様々仕事の業種等によってもまた個人的にも理由があるかと思えます。そういったことも把握できるものも把握した中で、施策として手が打てるものは某かの施策を考えていくというような今後はそういった分析も引き続き続けていきたいというふうに思っております。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 2年前の私は一般質問でもしたのですけれども、人口減少で増やす前にまず住んでいる人が満足してもらって、住んでいる人にまず住んでもらうと。その環境を整えなければならないと思うので、人口減は出生率が低くて高齢者の自然減、そして新幹線等の工事というのももちろんそれは基本的な部分として私もそのように把握しておりますけれども、人口4,000人ぐらいしかいませんので、もしほかの子育て環境でありましたりとか、仕事も状況で引っ越ししてしまうとか、なるべく細かくなぜこの町から出ていったのだと。そこを次来てくださいという部分に活かせるようにデータを集めて、増やすほう減らすほうの施策をしながら、増やすほうの施策にそういうマイナスな理由をできるだけなくして、増やすほうの施策に活かしていければいいなと思っておりますので、できるだけ実際に対応していただきたいなど。引っ越し理由という部分を把握していただきたいなど節に思っております。以上です。

**平野委員長** ほか。

吉田委員。

**吉田委員** 私のほうからは、先ほどから議論になっていますこの空き家リフォーム事業で

す。私的に見るとよくこの人数が来たなと思って、先ほど鈴木委員のほうからもあったのですけれども、私は分析すると静岡・岩手ですよ。地震が多いところなのですね。正直な話、もしそれを避けていると。この回答にはないけれども、私はやはりそういう意識があるのかなという期待感です。そこら辺がよく見えてきた部分だと思うのです、当然。ただ、ちょっと暮らしの部分。これ厚沢部にも議員皆さんで行って見てきた部分なのですけれども、ここを拠点にして旅行してある部分。決して移住するためじゃなくて、それ拠点のためのという感じがあるという話は皆さん、聞いていたと思うのです。そうやって見ると北海道から来る人達は交通の便が良い、新幹線、東北が近いという意識の中、そして移住したいというのはたぶん危機管理の問題がかなり大きくウエイトを占めてくるのかなと。これは、大きい声で「ここは安全ですから来てください」となかなか言いようがないのですけれども、そういうのがはっきりいって今回の資料の中で見えてきたと思うのです。いかにこういう部分をどうPRしていくかということがこれから担当課の施策の一端になると思うのですよ。ただ、この課題も出てきますよね、当然。ただの旅行のただの位置付けではたしていいのかという部分もあるので、そこら辺を今後やはり課題にしていきたいなど。そして、良いものは伸ばしていく、悪いものはある程度どうするのかと今後の課題は考えていく必要があるのかなと。そのためには素晴らしい私は資料だと思って最初に見ましたので、その辺を担当課でも今後やっていただきたいと思えますし、あと正直言って難しいですよ、どう展開していくというのが。だから、その辺をやはり担当課、町全体で施策の中でどうやって出していくのか、そこら辺をちょっと期待したいなと思えますので、よろしくをお願いします。別にいいです。

**平野委員長** ほか。

又地委員。

**又地委員** 2点ほどちょっと伺います。

ヒジキの部分なのですけれども、漁師のかたあるいはふるさと納税のお礼品と言いますか、絡みの中で若い人方からちょっと話が出ていたのですけれども、この技術取得者という部分なのですけれども、「試行錯誤している段階で大変さがわかる」と結んであるのだけれども、この大変さがわかる部分は何が大変なのかと。あるいは、「木古内町の特産品であり、ぜひ養殖技術の確立をしていただきたい」とあるのだけれども、このヒジキの養殖云々に関しては、漁組の組合員が先進地を視察した経緯の中で、いろいろ勉強をしながらということでのヒジキの導入云々に至ったと私は思っているのです。その辺の大変さがわかるのだけれども、何が大変なのかそういう話を教えてほしいということと、ヒジキの単価の向上とここにあるけれども、養殖ヒジキがもう既に浜から商品として製品として上がってきているかどうか。これ本来は産業経済課で聞けばいいのかわからないけれども、もう既に金額も入っているものだからちょっと聞きたいなど。私は、単価というのは自然の磯で刈り取りする。俗に言う磯に生えている自然のヒジキの単価でないのかなとそんなふうに思っているのです。だから、ここに単価が出てきている中で、養殖ヒジキの部分の生産高があるの。まだないでしょう、浜からは。何かその辺がちょっとちぐはぐだなと思えますし、あるいはふるさと納税の返礼品の中でいろいろ考えると、ヒジキが欲しいときでも自然の生産高というのは限られている。年間、大した量でもないという中で、ふるさと納税の返礼品の中のホームページにはこだて和牛もあります。ヒジキもあります、ホタテも

あります。ちょっとホームページも少し勉強しないとだめでないかと。というのは、この返礼品に関しては時期はいつからいつ頃までですとかしないと、あるいはホタテだって浜に返礼品をお願いしたってそんなにいないのだ。そういうことを調査する中で、きちんと調べて調べる中で、その期間限定だとかいつからいつまではっきり示してあげるというのも必要でないのかなと思うのです。ヒジキの部分は説明をしてもらいたい。

それから、今度はこだて和牛のブランド化の部分なのです。もう「はこだて和牛のブランド化」という言葉、そのものの使命は終わっているのではないかと。私は時として思うことがある。それはどういうことかと言うと、A 3 以上の肉を生産してもらえれば、ほとんどの牛は完売すると思う。肉そのものは。例えば、久上さんでいろいろやっているけれども、苦慮しているのはランクの低いとか売れない部位の部分でいろいろ悩んでいるわけです。生産頭数がマックスで 230 頭。もう既に私はブランド化になっていると思うのです。あとは、生産される牛がA 3 以上であれば心配することはないだろうと。そうすると、この「ブランド化」という言葉そのものというのは、あとは生産者に努力してもらおうということで解消しないのかなという気もしないのですけれども、担当としてまだこれからはこだて和牛のブランド化という部分に関して、いまあとからも出てくるのだけれども、久上さんのほうにことは 200 万円。

**平野委員長** 又地委員、細部については産業経済課なので、はこだて和牛。いまここに載っている部分での質疑の範囲はいいと思うのですけれども。

又地委員。

**又地委員** その辺はまだまだブランド化というのが必要なのかと。そのブランド化に対しての私は若い母牛を導入するということには、これは私は賛成なのです。ただ、生産された 230 頭マックスのはこだて和牛のブランド化そのものに対しての補助というか、例えば久上さんに出しているようなそういうのがまだ必要なのだろうか。もう既に使命は終わっていると。私はそう思うのです。

あわせて過日、江差で渡島・檜山の議長会があって、奥尻の議長からこういう話が出た。先ほど同僚委員も言っていましたけれども、町民の食卓に馴染みがないので、還元できるイベント。この話が出ました。奥尻にも奥尻和牛があります。これは黒。そして、奥尻ではワインも作っている。ワイナリーがあるのです。乙部にもワイナリーがある。「木古内さん、はこだて和牛と奥尻の黒毛和牛と、木古内のみそぎの舞と乙部のワインと、それから奥尻のワインで合同でイベントをやりたいものですね」と。それは、例えば奥尻のワインの普及なり、はこだて和牛の普及もありますし、あるいは奥尻で生産されている黒だ、あるいは乙部のワインもあるしなど。しいて言ったら、はこだてワインもイベントの中に組み入れてやれば道南渡島の最高のPRになるねという話もちょっとされました。

私は、単町で企画してもなかなか大変だろうと。いろいろ還元する部分では、いろいろ意見もありましたけれども、やはり何とかこれ取り組む方向で、そして検討してできるかできないかの返事を欲しいな。そう思いながらおりますので、担当課と知恵を絞りながら検討していただきたいなど。返事が欲しい。ある意味では、奥尻のほうに連絡を取りながらという部分もあるだろうし、あとは乙部のワイン、あるいははこだてワインもあることだから。その辺を広域的にちょっと検討してもらえないかなと思いますので、その検討したあとの返事をできるできない、あるいはお金がこのくらいかかるとかというその細部にわ

たつての検討をしていただいて、返事が欲しいと思います。

養殖ヒジキとはこだて和牛のブランド化、このことについて見解を伺いたい。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** ヒジキにつきまして、大変さということでのお尋ねでございますけれども、これについてはヒジキ養殖の現状について。担当主査に代わります。

**平野委員長** 加藤（隆）主査。

**加藤（隆）主査** これは、担当のほうからヒジキの関係を聞いたところ、やはり種苗の関係でいま養殖の種苗を使って当初行っていたのですけれども、芽の伸びが悪いということが技術の導入試験でわかりました。現在、いま秋口に 11 月頃に天然の種苗をそれをいまの養殖技術のロープに挟み込むと伸びが格段と違うということで、いろいろといまヒジキの養殖については様々な方法で試験をしておるということで、大変だということをお伺いしております。以上です。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 種苗の生産にあたっての知内の種苗センターで孢子を取って種付けをしているのですが、そこまではできています。それをロープに挟み込むと成長が悪い、あるいは死んでしまうと。こういう状況なものですからそちらは一端止めて、天然のヒジキの小さいやつを分けつしたものをロープに挟み込むと岩場で育つよりも太く長く育つということがことしの実績でわかっています。このあと 11 月にまた再度天然ものをやってみて、来年がまた同じ結果であれば期待ができるというような方向にいくと思います。

その中で、ブランド化の養殖技術なのですけれども、養殖技術としてはできれば孢子を使って人口的に種を作ってやりたいのですが、そここのところについてはいまのところ先が見えていないという状況で、種を作るところまではできているのですが、伸びが悪いという状況です。

**平野委員長** 加藤（隆）主査。

**加藤（隆）主査** 先ほどのヒジキの単価のことについて、お伺いがありました。資料に付いている 27 年度・28 年度の額については、おっしゃるとおり天然ヒジキの単価ということで、いま現在まだ養殖ヒジキの技術が確立されていないものですから、まだ生産はされておられません。以上です。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 次に、はこだて和牛のブランド化ということですが、これにつきましては総合戦略の委員さんは、ブランド化はもう確立されているという認識の中で、必要ということではなくてブランド化はもう確立されていると。その上で町民の方々がなかなか馴染みがないという認識の元、何か町民の方々がイベント等で口にした上で、対外的に発信できるようなそういった機会を持ってないかというそういった意見でございました。

**平野委員長** 福田課長、先ほどの提案の広域の部分についても現状の意見だけでも述べてください。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 先ほど承りました奥尻をはじめ、これにつきましては担当は産業経済課になろうかと思っております。こちらに話を伝えて、後日その内容についてお知らせした

いと思っております。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** そうしたら委員の人は、もうブランド化は確立されて良かったねというふうな取り方。そうすると、これから政策として来年度からブランド化云々に関しては、少し変わった形のものが出てくるだろうとそういうふうに思うのだけれども。例えば、全て止めてしまいなさいと。対久上さんに対しての部分は、そうは私は言っていない。違った形のものが出てくるだろうと。且つ例えば、褐毛の若い雌牛だ。これも例えば 50 頭、27 年度 10 頭、28 年度 20 頭、パーセントが出ている。これいくら早くそうしたらいっぱい買ってやれば良いと言ってもこれもだめですし、受入側がそんなに頭数を増やされても困るよという部分もあるし、これはこの部分は慎重にいかないとだめだろうとそんなふうに思っています。

あともう 1 点、企業誘致の部分だけれども、平成 28 年度何件かあったのだね。この中身はどんな企業誘致の部分で、相談件数が 28 年度 6 件なのだけれども、この 6 件の中身をちょっと教えてくれませんか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 和牛ブランド化事業について、課長のほうから報告があり、ブランド化ができていくというような話をいたしました。担当部門ではまだそういう状況ではなくて、町内の飲食店を通じて町内住民の方々、あるいは旅行でいらした方々に安くはこだて和牛を提供することによって、利用促進していくと。こういうような事業については、まだ続けるということで、ことしも単価が上がっていますから、その分町の助成も増やしているという状況です。2 分の 1 の助成をしながら、住民の方々あるいは旅行者の方々に飲食店が継続して提供できるという体制は作っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 企業誘致 6 件でございますけれども、これにつきましては I T 関連これが 1 件、それからあとはホテル・旅館関係ということで 5 件、あわせて 6 件ということでございます。

**平野委員長** 全て駅前のおその土地についての相談という認識でいいのですか。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それは、私どもがご紹介するのはその土地ですけれども、相手方によっては町内のほかのまとまった土地、そういったものも視察して帰られるかたもいらっしゃいます。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 6 件、I T が 1 件で、あとはホテル関係だということなのだけれども、6 件来てくれました。そうしたら、あとはまた来るだろうという町の状態の対応なのか、あるいは一度来てくれた。そうしたら、こっちのほうから出向いていろいろ企業誘致条例等々の改定もしたわけなので、そういう部分に関してはもう説明はしてあると思うのです。来た 6 件の方々も木古内町はこういう特典があるのだということも覚えて帰ったと。そのあとこっちのほうから出向いて、アプローチをするというようなことはなさっているのですか。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それにつきましては、来町されて面談する際に、企業振興支援条例の内容についてお知らせし、また用地の説明、こういったものを全てしております。

また、そのあとのフォローにつきましても、不足する資料ですとかそういったものは、メールでのやり取り等通じて担当のかたと続けていると。

I T関連企業につきましては、数年前から引き続きの案件でございまして、これは未だに連絡調整をしながら今後につなげていくためにやっていると。

それから、相手方に伺ってどうのこうのということは、必要があれば行きますけれども、現在のところそこまで対応したという事例はございません。ただ、町長は上京の際に顔を出すとかご挨拶に伺うとか、あるいは副町長が伺う。こういった対応は、一部取ってございます。

**平野委員長** ほか。

又地委員。

**又地委員** そこで、企業誘致はすごく耳障りもいいですし、ただし大変難しいと。この難しいという背景は、行政サイドはどんなことを難しいという、あるいは委員の方々が捉えているのかなど。私は、企業誘致に向かう場合には、例えば来てくれた業種。どんな業種であって、そしてどのくらいの労働力を確保したい企業なのか、そういうものを町自身が相手に向かう時に、木古内町自体がもう既に何かを調べておかないとだめだと思うのです。それは、木古内町の労働力がどの程度あるのかという調査だ。これは、我が町はしない、たぶん。ただ、企業誘致すればという一点張りで、我が町の余剰と言ったらちょっと語弊があるかもわからないけれども、余剰の労働力がどのくらいあるのだということを早く掴んでおかないとだめだね。そうでないと労働力がないところに企業誘致をしても既存の企業に勤めている労働力の取り合いになるという問題が出てくる。これこそが本当に大変な問題だと思うのですよ。だから、我が町の労働力の余剰の把握を早くしていただきたい。これは、何とか早くどんな形になるか知りませんが、アンケートになるのか何なのかかわからないけれども、対応を早くしていただきたいなど。因みに、例えばホテルを誘致すると。例えば、50人の宿泊客を泊められるホテルを誘致するとしますか。30人の人間の雇用の場が広がるという部分もあるのですよ。そうすると例えば、100人泊められるホテルを誘致するとだいたい70から80人だそうです。雇用の場が広がるのが。その労働力が木古内にあるかないか。これは、実際にホテルが木古内に来たいと思った時に、最後に悩むのが労働力の確保ですから。行きたいけれども木古内にそういう労働力がないと、余剰の労働力がないと来ないですから。そういう意味では余剰の労働力がどのくらいあるかを早く調べて精査しておくのも大事かと思っておりますのでお願いします。

**平野委員長** いまの意見についての見解等がありますか。調べてほしいというやらなければならぬという意見ですので、現状を把握している部分だったり、把握していなければ今後の取り組み。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 現状は、余剰労働力ということでの把握というのはしておりません。これは、貴重なご意見として承りまして、今後どういった方法でそれを把握できるのかということもきちんと検討した中で、努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほど副町長からブランド化の部分で話が出たのですけれども、ちょっと我々の受け止めとすれば、まちづくり新幹線課はブランド化を認知している。産業経済課は認知していないというふうに聞こえるのですよね。ただ、ブランド化は町として認知もしたということであれば、産業経済課でいま行っている助成事業というか予算を組み込んでいるけれども、それは例えばはこだて和牛の何々事業で展開するのは、それは一向にやぶさかでないわけだから、だけれどもこのまちづくり新幹線課の部分ではブランド化については、もう終結をした。だけれども、産業経済課ではブランド化を続けるという部分の意味合いがピンとこない。助成事業は助成事業でいいのです、出すのは。はこだて和牛、普及事業でも単純に言ったら。それで、例えばことし 200 万円だけれども、来年 300 万円にしましたと。それでも何も構わない。ただ、ブランド化にこだわって産業経済課ではそれをそのまままたブランド化を持っていくように聞こえたものだから、はたして課によってそれぞれバラバラの見解でいいのかなというのがちょっと疑問視するところなのですよね。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 委員のおっしゃるとおりで、このまとめについて横の連携ができていないかと、実際進めていないというのが正直なところですから、ここはきちんと産業経済課も含めて整理をしていかなければならないというふうに思っております。

今回、ここに記載している内容については、この地域での一貫生産に向けて毎年繁殖雌牛を 10 頭ずつ導入をすることによって、よそから素牛を高く入れなくてもというようなそういう取り組みの中で、ブランド化に向けての後方支援をしているのだという理解の元に委員さんが判断をしてくれたのですけれども、そのことについてまだ産業経済課と調整しておりませんので、まずここはそういう意見ということで受け止めていただいて、まちづくり新幹線課と産業経済課と調整を図ってまいりますので、よろしくお願ひします。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上で閉めたいと思いますが、きょうこの資料が 4 ページ程度で、時間ももうきょうかかって 3 分の 1 程度で終わるのかなとも考えていたのですけれども、やはり細部にわたって質疑が出たり、時にはこの資料以外のことも意見が出るというぐらい各委員はこの人口減少対策について、我が町で本当にもっともっと取り組まなければならないという思いがあるということを担当課としては理解していただきたいと思ひます。

当然ながら数値目標を出して、この結果を出すというのは大変苦勞なことであり、難しいことだというのは我々も理解しています。ただ、ことしの予算委員会の中でも明らかにボリューム不足だという全員の見解がありましたので、今後は益々担当課としてはこの人口減少対策について、我が町民から見てもよそから見ても木古内町頑張っているねというような意見が出るような取り組みをしていただきたいというのが全員の意見でございますので、お伝えしておきます。

以上をもちまして、まちづくり新幹線課、人口減少対策についての調査を終えたいと思ひます。

暫時、休憩をいたします。



休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 45 分

### 3. その他

#### ・財産の取得について

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、3 番のその他の財産の取得について、進めたいと思います。

こちらもたっただいま配付になりました資料をお開きください。それでは、企業誘致用地取得予定地 1 ページ、学童保育等駐車場用地取得予定地 2 ページ、続けて説明を求めます。

まずは、福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 大変貴重な時間をいただきまして、申し訳ありません。

その他ということで、財産の取得についてご説明を申し上げます。

ただいま、お配りさせていただきました資料の 1 ページをご覧ください。

企業誘致用地取得予定地に関する資料でございます。

昨年度、取得いたしました本町地区の企業誘致用地でございますけれども、このたび効果的な土地利用の観点から、隣接する土地を取得するものでございます。

昨年度取得した土地は、中央通側の間口が約 15 m ということで、今回の土地は約 14 m、あわせると約 29 m の間口になります。このことによりまして、この土地に出入りする際の間口が広がることによって土地の利便性が向上するとともに、企業誘致にあたりましては、相手方への大きなインセンティブになるというふうに考えているところでございます。

なお、関連予算は、9 月の第 3 回定例町議会に提案させていただきたいと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

**平野委員長** 続きまして、吉田課長。

**吉田町民課長** それでは引き続きまして、私のほうから学童保育等駐車場用地取得予定地について、ご説明をいたします。

2 ページのほうをお開き願います。

こちらが予定地の資料となっております。ことし 4 月に開設しました学童保育施設では、利用児童の安全を確保するため、開設時間内は常時玄関を施錠しておりまして、保護者が児童を迎えに来る際には、施設の玄関まで来ていただいておりますが、施設には駐車場がないため、お迎えの際は、役場駐車場を利用し、路上に駐停車することのないよう周知をしております。

しかしながら、施設前に路上駐車し、運転席を降りて玄関まで迎えに来る保護者が多く見受けられ、危険な状況となっていることから、事故を未然に防ぐためにも、施設に隣接する空き地を駐車場用地として取得するものです。

なお、用地取得にかかる予算につきましては、先ほどの企業誘致用地と同様に、9 月定例会で補正提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

**平野委員長** 説明が終わりました。こちら二つの案件ともに 9 月の定例会で補正で出され

るということですので、予算についての細部についての質問は控えていただき、内容について現状で確認しておきたいことがあれば質疑を受けたいと思いますが、各委員何かあれば。

竹田委員。

**竹田委員** 企業誘致のこの土地、なんで当初から間口が狭いという状況をわかっていて、いま急に思いついてここを用地を取得するというふうになったのか。以前から用地を取得したかったけれども、地権者との協議が整ってなくて今日になったのかという部分、この部分だけ。

それと、学童保育の駐車場。今度、職員だとか例えば町に来客が来て、駐車することだって町の駐車場ということになれば止められる可能性があるのですよ。その対策というか一切学童保育以外は駐車させないという考えなのか、ある程度空きスペースの中では、自由に使ってくださいという周知なのかというその考えだけ。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** いま竹田委員の質問にプラス、ここ砂利ですので舗装するのかどうかどうなのかも含めてお願いいたします。以上です。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 私のほうからは、企業誘致用地の今回の取得につきまして、なぜいまかというご質問でございました。

この企業誘致用地の取得につきましては、私どもとしても進めるにあたって戦略も考えてございました。昨年、取得した土地については、これが企業誘致用地の本体になる土地でございますので、まずはこの本体になる土地の取得を進めた上で、この隣接地についても地権者との交渉を進め、取得に向けて動きたいということでございます。これにつきましては、昨年度取得した土地のご説明をした際にも、周辺土地の取得についても今後調整するというようなことはお話したところでございますけれども、そのとおりに現在進めるということでございます。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** この駐車場の利用の方法ということですが、基本的には学童保育施設用ということですが、現在、小学校の送迎などでも路上駐車で渋滞しているような状況もありますので、その小学校の送迎などにも利用できるようにしたいなというふうに思っておりますが、一般の利用については考えておりません。ただし今後、利用状況を見まして空きスペースが十分出そうだとということであれば、例えばどこか仕切りをしてここからこちら側良いですよというようなことでの対応は今後検討していきたいと思っております。

あと、舗装するかどうかということなのですが、舗装のほうはいまのところ考えておりません。

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 企業誘致用地取得予定地の基本的な考え方として、ご質問いたします。

今回、これで企業誘致の土地が大きくなってきたわけですが、基本的な考え方としまして、例えばこの全ての土地ではなくて、例えばこの写真で言いますと車が止まっ

ている一部のみで私どもの会社は十分だとか、様々なその事業の業種・内容・規模によって、取得する土地の広さも変わってくると思いますが、基本的な考え方として全部なのか、それともいわゆる早いもの順に私達はこの上の車のところだけ、もし次に来た企業誘致の会社がじゃあ下の芝生のほうと今回新たに増えたところだとか、そのあたりの基本的な考え方をお教えいただければと思います。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** この用地の取り合いということでのお尋ねでございます。

これにつきましては、基本的には一義的には警察通と中央通、双方にこれ面した土地でございますので、一体の活用というのを私ども考えておりますが、ただ相手方の施設によりましては、規模によってこの全ての土地がなくても半分でいいとかということもあろうかと思えます。その際につきましては、その後の有効な土地利用が図れるということもきちんと検討した上で判断していくことになるというふうに思っております。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** わかりました。ただ、こちら側の思っているとおりに土地のほうをご利用いただければいいのですけれども、例えば最初に来た会社が駐車場の一部だけ。例えばですが、その半年後にこれ全体があれば大きい規模のものを本当は希望していたのだけれどもと。そこで、1番目じゃなくて2番目・3番目の例えばですが、大きい企業が来た場合にこの土地じゃ足りないなという状況も想定しなければならないのかなと、いわゆるバランスの問題なのですけれども。その時に今後、まだここの部分は空いてますが、この部分の取得は私はいま直ぐにとは一切言いませんが、今後土地の分割が必要となってきた場合に、現時点でどのようにここの空いている土地の部分を考えてみていらっしゃるのかなという。

**平野委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 鈴木委員お尋ねの土地につきましては、この赤い囲みの部分の右側の真ん中に角のある土地、ここだと思います。

これにつきましては、昨年もこれはご説明を申し上げましたが、ここの地権者さんとは現在、交渉が決裂と言いますなかなか同意を得られていないというのが現状でございます。

今後、どのようになるのかというのはまだわかりませんが、この土地があればより有効な土地利用はできるというふうには考えておりますので、現在はそういう状況でございます。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ私から確認なのですけれども、この学童保育の駐車場を造ることによって、現状時代背景もあります。先ほど課長がおっしゃるとおり、学校の送迎のお迎えのお父さん・お母さんの車が学校前に渋滞になっているという現状です。

それを回避することもあり、向かい側に止めるスペースを造ることですけれども、そうするとこれまでも子ども達が車の隙間を塗って、この道路を町道を渡る際に、事故に遭いそうなシーンも何件か報告を受けております。現状、地域の札荊方面に行くバスは、大きいので役場の駐車場のほうに入っているのです。そこに行く時もこの道路を渡るのです。そうした時に、いままでよりもこの向かい側に親御さんが止めていて道路を渡る機会

が増えるということを考えると、例えば対策として時間帯通行止めにするだとか、横断歩道を設置するだとか、何らかのそういう危険の防止の考えが必要なのではないかと思いますけれども、その件についてもし考えがあればお聞かせいただきたいですし、なければ本会議の中で意見として質疑として出す場合もあり得ますし、いかがでしょうか。

吉田課長。

**吉田町民課長** いまの部分については、まだ想定はしておりませんでしたので今後、検討し協議しまして、議会の時までには回答できるようにしておきます。

**平野委員長** 定例会の時に同じ質問をしますので、その時に返事をください。

ほか。

新井田委員。

**新井田委員** 先ほど鈴木委員がアスファルト舗装しないのだろうかということでしたけれども、いまいま舗装はしないよというような答弁でございしますが、なぜしないのですか。やはり雑草の問題だとかそれは誰かが町が管理していろいろ草だとかいろんな問題に関しては対応するのかもしれないけれども、どうせ駐車場ということであれば、もう早いうちにそういう形を取ったほうが私はいいのかなというような思いでいるのですけれども、頻度数がないからそのままでもいいのだよとか、そういう思いなのか。いま言ったように、おそらくここは割と使い道も当然あると思いますし、ある意味じゃいまの学童保育という考えた部分で言われていますけれども、当然おそらく。

**平野委員長** 現状の見解を。

吉田課長。

**吉田町民課長** 現状では、先ほど申しあげましたとおり、舗装することは考えていないということで、ここにつきましては雑草等も確かに生える時期もありますので、その辺の管理について十分雑草の処理だとかについてはしていきたいというふうに思っておりますが、いまの時点では舗装するところまでは考えておりません。

**平野委員長** 続きは、本会議のほうで。

ほかありますか。

又地委員。

**又地委員** 学童保育の駐車場の部分なのですけれども、良いとも悪いとも思わない中で、町の前にある花壇ありますよね。水槽もあるような形の。全く死んでいる状態の中で、ここを町の駐車場と広げればわざわざ買う必要もなかったのではないのかなと。先ほど委員長が言っていた送迎のバスがこっち側の小学校の前の駐車場に横付けして子ども達が来るのを待っているというような状態の中で、こっちのほうを学童保育のほうに開放してやって、そして死んでいるこの部分を駐車場にすればわざわざ買う必要もなかったのではないのかなというような気もするのですけれども、その辺はどうですか。

**平野委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** すみません、そこの部分は考慮しておりませんでした。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、その他の財産の取得について、終えたいと思います。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

**休憩 午後12時01分**

**再開 午後1時00分**

### <産業経済課>

#### ・町有林の現況について(現地調査含む)

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

午後からの調査は、産業経済課です。お疲れ様でございます。

木古内町有林の現況についてということで、このあと現地調査にも伺いますが、まず配付された資料について、先に説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

木村課長。

**木村産業経済課長** きょうは、産業経済課農林グループ所管の木古内町の町有林の实地踏査ということで、事務調査等させていただいております。

まず、いま委員長が言ったとおり、町有林の現況について若干、概要を説明した後、現地踏査をして、その後質疑応答をいただきたいと思います。

詳細は、担当のほうから説明をさせます。

**平野委員長** 中山主査。

**中山主査** 農林グループの中山です。よろしくをお願いします。

それでは、資料の説明をいたします。1ページをお開き願います。

木古内町町有林の現況についてということで、資料を提出させていただきました。

1の木古内町における森林面積については、総森林面積が1万9,737haで、木古内町の面積が2万2,189haですので、約89%が森林で占めていることとなります。

そのうち、国有林が1万936ha、私有林が7,682ha、町有林が1,119haとなっております。

2の町有林の内訳ですが、町有林1,119haのうち、人工林が637ha、天然林が477ha、その他未立木地として5haとなっております。

3の町有林人工林の内訳になりますが、人工林637haのうち、スギが532ha、トドマツが82ha、カラマツが20ha、その他としましてクロマツなどで3haとなっております。

4の町有林主要樹種別・林齢別の内訳であります。主要であるスギ・トド・カラマツの林齢別に面積を掲載しておりますのでご参照願います。

2ページ目をお開き願います。

5番目として、近年の町有林施業状況について掲載しております。

平成27年度は、植栽3.30ha、下刈りも同じ箇所3.30ha、間伐が34.24ha、皆伐が3.68haを実施しております。

平成28年度については、植栽が2.60ha、下刈りが5.90ha、間伐が26.42ha、皆伐が4.64haを実施しております。

平成29年度については、現在作業中の箇所もありますが、植栽が4.64ha、下刈りが

10.54 h a、間伐が 33.32 h a、皆伐が 2.60 h a を実施しております。

6 の現地調査箇所ですが、昨年度の総務・経済常任委員会で皆伐としてご覧いただきました瓜谷地区を今年度植栽しておりますので、その箇所と今年度札苧地区で皆伐した 2.60 h a をご覧いただきたいと考えております。

3 ページ目をお開き願います。

木古内町の地図に、今回の現地調査箇所をおとした図面ですのでご参照願います。

4 ページ目をお開き願います。

4 ページ目については、瓜谷地区の森林計画図を添付させていただきました。

右下に基礎情報と事業内容を掲載しておりますが、所在地が瓜谷 224-1、林小班が 16 林班の 1 と 3 小班、面積が 4.64 h a で、事業内容については植栽、植栽樹種がスギです。事業着手が 4 月 14 日、事業完了が 5 月 29 日となっております、事業が完了しているところです。

5 ページ目をお開き願います。

5 ページ目は同じく、札苧地区の森林計画図を添付いたしました。

右下に基礎情報と事業内容を掲載しておりますが、所在地が札苧 419-1、林小班が 55 林班の 97 と 98、142 小班で、面積が 2.60 h a、林齢が 64 年生と 65 年生となります。事業内容は皆伐、事業着手が 4 月 20 日、事業完了が 8 月 8 日となっております、今回見ていただく箇所については、事業が完了している箇所となります。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願います。

**平野委員長** 説明が終わりました。質疑があるかたは、現地調査の中でもいいですし、あとは戻ってきてから質疑をお受けしたいと思えます。

それでは、早速現地調査のため、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1 時 05 分**

**再開 午後 2 時 15 分**

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、木古内町の町有林の現地調査ということで、皆伐後または植栽後の 2 箇所を調査してまいりました。内容について、質疑のあるかたお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上をもちまして、産業経済課の町有林の現況についてを終えたいと思えます。

お疲れ様でした。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 15 分**

**再開 午後 2 時 17 分**

## <保健福祉課・病院事業>

### ・老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課及び病院事業で、調査事項は老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合についてでございます。

資料が先に配付されておりますので、まずは資料の説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** 皆さん、こんにちは。

それでは、資料に基づきまして、経営統合に係る経過を報告いたします。

1 ページ目をお開きください。

前々回のこの委員会になります。6月6日に協議の経過、それからスケジュール等につきまして、説明・報告をした以降についてご説明申し上げます。

まず、6月9日です。第9回の3者によります恵心園・いさりび併設協議、恵心園といさりびと保健福祉課、3者による協議を行っております。

(1)といたしまして、これまでの経過を改めて確認いたしました。そして二つ目として、社会福祉法人の解散、萩愛会の財産処分などがありますので、その辺渡島振興局への確認事項などを協議しております。そして(3)、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度、個室ユニット化になるわけございまして、当然利用者の負担額が上がるということで、軽減制度の活用について協議しております。詳細につきましては、後ほど3ページ目で説明を申し上げます。(4)といたしまして、住民説明会などについてということで、家族への説明会や職員への説明会というものの協議・準備というものをこの6月9日に行っております。

6月20日、第2回の定例会で設計委託料の補正予算の議決をいただいております。

そして、29日に設計委託費のほうの契約を行っております。これにつきましては、随意契約で現在のいさりびを建築した当時の設計会社ということで、久米設計札幌支社と随意契約により締結を行っております。

それと7月5日、総合調整会議の開催ということで、これは木古内町をエリア。木古内町で介護サービスなどを展開している事業所の代表者、それから病院の管理者等で構成されております会議となりまして、ここにおいてこれまでの経営統合に係る概要ですとか、経過、今後の予定についてを説明しております。

7月18日・19日です。恵心園、法人が主催で恵心園の職員に対する説明会を18日・19日で開催されております。これは、交代制勤務ということもありますので、2日間職員に同じ内容で開催をしております。39人の職員の中で、37名出席の下、開催されております。

そして、7月19日です。地域包括ケア会議の開催ということで、これは7月5日に行いました総合調整会議これは代表者なのですが、この7月19日は実際利用者さん達と接するケアマネージャーなどで構成される会議でございます。ここにおいて経営統合に係る概要、経過、予定についてを同じ内容のものを説明をしております。

それと、7月25日です。介護保険の運営協議会で、同じくこの経営統合に係る説明をしておりまして、2ページ目をお開きください。この介護保険の運営協議会の中で、第6期の介護保険事業計画これを特養30床を増床するために、計画を変更しなければならないと

いうことで、この部分の説明を行いまして、委員の皆様にご理解をいただいたところでございます。

次に7月26日・27日、今度はいさりびが老健が主催で、老健の職員に対しての説明会というものを26日・27日の2日間で行っております。同じくこれも交代制勤務というものが有りますので、2日間2回同じ内容で開催をしており、56名中50名の出席というものがございました。

それから7月31日になりますが、また3者による併設協議ということで行ってございまして、今後の家族向けの説明会、住民説明会、施設の改修などをみんなで協議を行っているところです。ここの部分で、7月14日付けで恵心園、法人のほうから定款の変更が北海道のほうから認可されましたということで報告がありました。これは財産処分をする際に、地方公共団体へも財産処分が可能となるような定款変更の内容の認可でございます。

それから、8月6日です。このいさりびと恵心園、二つの施設合同で家族、入所者向けの説明会というのを行ってございます。場所は、隣の役場3階第1研修室で行いました。午前・午後に分けて、午前中が入所あわせて57名の出席、そして午後からがデイケア・デイサービス・通所部門ということで、29名の出席がございました。

この中で恵心園さんのほうでは、出席者に対しそれぞれ新しい施設へ移った場合に、月々の利用料金がどのようになるかというのを個別にそれぞれのかたにペーパーでお渡しをしております。さらには、出席されなかったご家族に対しては郵送で、いまこれだけの負担があつて今後このようになる予定です、このぐらい増える予定ですという通知を行っております。その中で、50名いま入所者がいるのですが、1名だけちょっといまの施設からほかの施設がないかどうかの相談をしたいということがあるということで、それ以外のかたについては特段は今後も入所は続けたいということで、上がるのは仕方がないけれどもお願いしますという話があるということです。

それから、8月7日です。住民説明会、これもここの役場3階で行っております。出席者7名、新聞報道1名ということで行いました。

この結果ですけれども、これ以外にもいさりびと恵心園2者で詰めている部分などもございますので、その辺につきましては資料では用意していませんが、病院事務局長のほうからご報告いたしますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、いま羽沢課長のほうからは3者協議の報告をさせていただきましたので、私のほうで病院事業と法人側と協議した点がございまして、それぞれ職員の説明会の概要につきまして、ご報告をさせていただきます。

5月末日の基本合意を受けまして、職員の身分移管に関する打ち合わせを行っております。6月21日に第1回の打ち合わせを行いました。この時につきましては、今後のスケジュールの確認、そして身分移管の基本方針の案をお示ししております。スケジュールの確認につきましては、7月に職員説明会を実施したあとに、職員の意向調査を行っていただきたいということで、恵心園側をお願いしております。意向調査を受けた後に、最終的な身分移管の方針を決定したいと。その後、正式に職員へは賃金、雇用条件を提示させていただいて、引き続き新しい施設で働いていただけるかどうかの最終確認をしていただきたいというようなことでございます。その後万が一、職員に不足が生じた場合につきまして



は、早急に職員の募集をかけて4月1日の施設運営に支障が来さないような準備を整えるということで確認をしております。その後、1月に関係条例、規定、規則整備などを行いまして、3月の議会に条例等の上程をしたいというようなスケジュールを示しております。

また、身分移管に関する賃金雇用条件の基本方針の案につきましては、以前にもご説明しましたが、法人側には正職員と臨時職員がいらっしゃいます。正職員につきましては、木古内町の非常勤職員の規則を改正しまして、新たに準職員というような位置付けで雇用したいということをご説明しております。給与表につきましては、人事院で定める国家公務員の行政表二表を適用し、各種手当につきましては町職員に準じるということをございます。

一方、臨時職員につきましては、現在の老健いさりびの非常勤職員に準じるという形の中で、説明をしております。ただ、双方の給与表にはそれぞれ違いがありまして、まず夜に勤務して支給されます夜間介護手当というのがございます。これは、いさりび側は6,300円、恵心園側は4,500円ですので、1,800円ほどの差が出てきます。

また、正職員の期末勤勉手当につきましても、この打ち合わせの中で恵心園のほうは町の職員を上回る4.65支給されているというようなことが確認をできました。このためここにつきましては、当初病院事業側としては3月の手当については、恒常的な手当ではなく3.65を基本として、この年収を確保したいというようなことをご説明してきましたので、ここはもう一度持ち帰り新たに改めて提示したいというようなことをご説明をしてきております。

また、非常勤職員につきましても、恵心園側の期末手当は年間2.0月と、いさりび側については2.5月というようなことで差がありますので、この差がある部分につきましては、それぞれの基本給で調整をさせていただき、年間収入ベースで差異の生じないように調整したいというような整理をさせていただいております。

また、退職手当につきましては、正職員・臨時職員ともに恵心園側は制度があります。ただ、法人が解散することになりまして、一度この退職手当を支給しまして、権利が消滅ということになります。そのため今後、新たに公設公営で行った場合については、正職員につきましては現在の制度を参考に制度設計をしたいという説明をしております。ただ、非常勤職員につきましては、これまで町の非常勤職員の退職金の経過の中で、退職功労金制度というのがありましたが、日々の生活給を重視するということで、昇級・昇格につきまして大きく持とうということで、給与をこの間ケースを上げてきておりますので、4月1日以降の恵心園の臨時職員のかたにつきましては退職手当は、制度設計はしないというような説明をしております。

また、看護職につきましては、恵心園には正看護師と准看護師がおります。しかしながら、この給与制度については、同じという制度になっておりますが、病院事業につきましては、正看と准看護師の給与は違います。このため、恵心園側の准看護師さんにつきましては、病院事業で適用させています給与表を使用させていただきたいというようなことをご説明をしております。

このことにより、給与は年間ベースで65万円ぐらい少なくなりますが、これは国の制度の中で総務省から職務職階に基づき、給与制度を適用させるというような助言がされたことがあり、それに基づいて病院事業でも准看護師の給与を削減してきた経過がございます

ので、これをその時に基づいて減給補償を激減緩和措置をしながら対応したいということでご説明をしております。

また、調理職員につきましても、老健いさりびにつきましてもは現在、民間委託となっております。このため、調理員のかたにつきましてもは、委託業者先へ出向する中で、対応をしたいというようなことを提示してございまして、これに伴った給与の減額につきましてもは、一定の期間保障をさせていただきたいということで説明をさせていただいております。

その後7月11日に、第2回の協議を行いまして、前回の時に判明していました手当の月数が違うというような内容についての方針をお示ししております。現状、町職員につきましてもは4.3月、恵心園は4.65月ですので、0.35月多いというようなこととございまして、ここの基準につきましてもは、町職員の4.3を基準にさせていただきたいというようなことで説明をさせていただきました。このことにより平均で、正職員1人あたり約7万円減収になりますので、ここは現在、恵心園側が受けています毎月支給されている手当を基本給に上乘せすることによって、それを期末手当に反映させるというような手法をとって、最小限に抑えたいというようなことで現在、恵心園側と継続協議中とございまして。

また、恵心園側の勤務時間につきましても現在8時間であり、町職員の7時間45分を上回っております。これが新たに4月以降は15分短くなりますので、この辺につきましても所要の調整をさせていただきたいというようなことで、現在調整中とございまして。

ただ、いずれにしましても基本合意の段階では、現状を下限として整備するということになっておりますので、平成29年度の年収は保障しなければならないのかなというような認識の元、現在詰めているところでございまして。

続いて、それぞれの説明会で出されました質疑について、ご説明を申し上げます。

やはり、恵心園側の職員説明会では、年収が少し下がるというような説明をさせていただきましたので、その下がり幅がどのぐらいになるのかというような質問が出されております。これにつきましてもは、いま申し上げたとおり3万円から8万円程度で、平均にすれば7万円程度ということで、ご説明しております。詳細につきましてもは、個々の問題とございまして、施設側からご説明するというようなこととご回答しております。

また、経営統合になることで今後の介護職員の確保の経営は大丈夫なのかというような質問もいただいております。

また、給与の支給日につきましても変わることにありますので、少し新しい施設に移行したあと、4月の給与がいままでより長い期間、いままでより延びるということでございまして、それにつきましてもは施設側のほうから生活に支障のないような配慮を検討するというような回答をしております。

あとは休暇制度の確認で、現在の繰り越ししている休暇はどうなるかというのも出ております。これは、法律に逸脱しない中で検討をしたいというようなこととご回答しております。

一方、いさりび職員の説明会での質疑につきましてもは、職員の処遇と合併後の職場環境が主なものであります。職員の処遇につきましてもは、何ら変わることはございませぬので、皆さんのほうは処遇は変わりませぬというような説明をしております。

ただ、恵心園から身分移管となる正職員の賃金の基準が気になるというようなことが出されておりましたので、これに後日どのような結論になるのかご説明するということと整

理をしております。

また、なかなか説明会では意見を言えないかたもいらっしゃると思いますので今後、意見があった場合につきましては、意見箱を設置しますので、その中に入れて掲示する中で対応していくというような方法をとっております。

その後 8 月 6 日、合同説明会を開催しておりますが、その中でいさりびに関する入所者のご家族から出された質問につきましては、やはりいさりびには要介護度 1 から 2 の利用者も入所されておりますので、ここが心配だというような声が聞かれております。これにつきましては、説明会の中では厚労省で定めております特例を適用した中で対応していくということで説明をしておりますが、その時期がいつになるのかというようなことで質問をされ、10 月以降に行いますというような中で説明をしております。

一方、恵心園側につきましては、全員が入所可能なのかなのかということで、介護度 3 以上が恵心園でございますので、引き続き大丈夫ですと。

また、入所者の施設間移動はいつになるのかというような声も聞かれておりました。これにつきましては、原則 3 月 31 日まではそれぞれ旧施設での運営になりますので、4 月 1 日以降になると思うが、許認可期間の保健所と協議した中で、適切な手法をやっていききたいというような回答をしております。

また、これまで多床室で暮らしてきた者がユニット室に移行になって、人とのふれあい等ができなくなるので認知が悪化するのか心配だというような声も聞かれましたが、これにつきましても最善の方法で検討していきたいというようなことで説明を終えております。

以上、私のほうから詳細説明をさせていただきました。

**平野委員長** ここで 1 回切って、質疑を受けたいと思います。

竹田委員。

**竹田委員** いま平野事務局長から説明された部分、これ何か資料はないのだろうか。ちょっと途中までメモしてもだんだん見えなくなって。一番この委員会で議論の集中している身分保障の問題とか、これがどうなるという部分が一番の関心事かなというふうに思っています。説明の中では現給保障だとかそういう言葉も出てきているのだけれども、手当その他等についても差がある部分。これは、町の率にあわせるという説明だと思うのですが、メモが取れない部分があったものですから、できればこれをいま説明をしたやつをペーパーでいただければなというふうに思うところです。その辺の資料について。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 38 分

**再開** 午後 2 時 52 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を再度、お受けします。

鈴木委員。

**鈴木委員** 退職金の件で、もう一つ質問をいたします。

いまの説明ですと一度恵心園のかたは、退職金を受け取ってから合併のほうの所属になるという流れは、説明のほうは理解いたしました。

その中で、恵心園に勤務時は退職金の制度に加入できた職員が合併後、同じく退職金の制度に皆さん入れるのだろうか。中には、もしかしたら新しい準職員に準じるとかいろいろ説明がありましたので、その部分について質問をいたします。退職金制度に入ることができない、いわゆる臨時職員もいるのでしょうか。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 臨時職員につきましては、退職金制度には加入はできませんという加入はできない制度設計をしますということでご説明しております。

これは先ほど申し上げたとおり、町の非常勤職員については以前、功労金制度というのがありまして、退職時に退職金見合のお金をお支払いしていたのですけれども、働いている側から退職金よりもいまの現給を補償していただきたいと。加えて1年に一度、昇級します。その昇級幅も考えてもらいたいということで、新たに退職功労金制度を廃止して、給与表を上げた経緯がございますので、今回いさりびに来られる臨時職員のかたもその給与表を使用しますから、退職金は支給されないものの、昇級幅は上がるというようなことになっておりますので、それで理解していただきたいということで、現在法人側にはご説明しております。法人側もこれについては、了承する形の中で個別に説明をするというようなことで、対応するというように確認しています。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 説明されたということですがけれども、中にはやはり安心、未来への不安と言いますか働きながらも退職金というものがいままであったので、介護・福祉、大変な職務ですがけれども、その中で一つのモチベーションを保つと言いますか、安心材料の一つとして大きく退職金というものがあつたと思います。

いまの説明で加入はできないということなのですがけれども、私は個人的にやはり同じ町の施設で働いていて、月の給料は違えど、ただ将来的な退職金がないのとあるのとちょっと。もちろん身分のそれぞれの雇用の体系というのは理解できますけれども、全く退職金がないというのもちょっといかなものかなと思うのです。できれば、いまま恵心園で退職金制度に加入できていたかたが、新たに合併後加入はできないという身分になるというのもちょっとやはり私の中では、いまいち納得ができない部分があるので、何らかの方法はないのでしょうか。十分にももちろん基本的な加入はできないということは理解いたしますが、ただやはりもう少し職員のこと考えれば、やるためにはどうしたらいいのだろうかという努力もしてほしいなと思うのですが、それについていかがでしょうか。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** まず準職員、いまいる恵心園の正職員さんは、退職金制度は加入できるということで、ご理解してください。退職金制度は、新しく制度設計して加入するというので、ご理解してください。正職員のかたにつきましては、退職金制度は引き続きではないですが、新たな制度を作りまして、退職時には退職金は支給するというように検討しています。

非常勤職員につきましては、これまで言ったように、退職功労金制度をなくした段階で、昇級幅を上げておりますので、それがそのいま働いている人側の体制の意向でございますから、少数意見ではあつたとしても、体制の意向を組み入れた中で、既に制度設計をして完成しておりますので、新たに退職金制度を作るということは、なかなか馴染まないのか

なというふうに思いますので、それでご理解していただきたいと思います。

あと、退職金制度のなくなるということにつきましては、これは施設側で今後、面談する中でどういう意見が出てくるのかということも確認できますので、現状ではいまのところ、行政側には退職金のことでの不平不満というのは出ていないというふうに認識しているところではあります。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 因みに非常勤で合併後、退職金なしになるかたは何名ぐらいいらっしゃるのですか。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 58 分

**再開** 午後 2 時 59 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 恵心園側のパートを除く臨時職員は、13名いらっしゃいますので、13名のかたが退職金の対象とならない非常勤の職員の人数となります。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 59 分

**再開** 午後 3 時 04 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど竹田委員の質問というか要望で、ただいまこれまでの経過の説明について、細部の資料を提出できないかという質問がございましたが、それについての答えをお願いします。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 数字的なものは記載しておりませんが、職員説明会で配付した資料でよろしければ、このあと配付したいと思います。

**平野委員長** 竹田委員、よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 04 分

**再開** 午後 3 時 05 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは引き続き、今後のスケジュールについての説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、資料の2ページ目の中ほど以降をご覧ください。

今後のスケジュールでございます。6月に示したものは、若干10月上旬の改修工事に係る工事契約の完了ということで、ひと月ほどずれてはございますが、後ろの部分ではほぼ変わらないので、表に記載のとおりでございます。

1点追加でスケジュールに入れておりますが、12月中旬の第4回の定例町議会、ここで移転作業に係る費用ですとか、そういうものが見込まれる場合には、補正予算の提案をしていきたいというふうに考えてございます。

また、表の下にありますとおり今後、随時、北海道、渡島振興局、渡島保健所と老健の廃止、社会福祉法人の解散、それに伴う財産処分、そして特養は変更になるのか新規になるかわかりませんが、そこは社会福祉課と協議をする中で、また恵心園で行っております特養、ショートステイ、ディサービス、この廃止届というものを相談しながら随時進めていきたいというふうに考えております。

次に、3ページ目をご覧ください。

併設後、来年の4月1日以降、いま現在木古内恵心園に入所されているかた50名、このかたがどのような負担になるかというものを表に表したものでございます。

表をご覧ください。介護度3以上のかたが入所されていますので3・4・5、そして負担段階2・3、4以上1割、2と3は非課税のかたがここに該当になります。2と3非課税の区分は、年収ベースで2は80万円を超えないかた、3のかたは80万円以上のかたというのがここに該当してきます。2と3のかたは非課税、そして4以上1割というかたは、課税のかたとなります。ここに4に5名、5に2名といらっしゃいます。この7名を調べましたところ、年金収入でだいたい240万円以上、240万円前後の収入がある方達がここに該当するというようになっております。

表のほうに戻りまして、併設後の負担額①です。これが、新しい個室に移った際のひと月の負担していただく金額、要介護3で負担段階が2になりますと4万2,225円。いま現在、負担していただいているのが②あります併設前負担額3万7,800円、差し引きいたしますと増加額というのがひと月あたり4,425円という試算をされております。①の額、4万2,225円というのは、冒頭説明いたしました社会福祉法人等負担減免、この制度を協議してきたわけですけれども、この制度を9,075円と右の表にありますけれども、この9,075円を引いた額が①の4万2,225円。制度を適用しなければ、5万1,000円ほどの負担という形になるということでご理解ください。3につきましてもご覧のとおりで、4以上1割、5名いらっしゃるのですけれども、この方達は併設後は13万358円、いま現在9万3,469円、負担増加額3万6,889円、社福法人減免はゼロ、減免は適用にならないと。5の4以上1割のかたも同じように、右の表の一番下になりますが、減免の制度には適用しないということで、ゼロという形になります。該当人数にあるように、ここを足せば全員50名分がこのような形になっております。

それでは、社会福祉法人の軽減制度がどういったものかということで、真ん中から下のほうに記載しております。

対象要件、1です。次の(1)から(6)、全ての要件を満たすものということで、これに該当するかたがこの制度を活用できると。基本には非課税のかたということで、(6)の介護保険料を滞納していないことまでが全て該当するかたということで、現在、恵心園に入

所されているかたにつきましては、全てここに二段階・三段階のかたにつきましては、適用該当するというので、この制度の適用になります。

どのくらい負担軽減になるのかということでも2番、軽減の程度です。

利用者負担の大きい4分の1程度が軽減されます。この50名、さらには新しい特養になりますと、今度80名になりますので、この80名のかたを軽減した場合に、年間でどの程度の金額になるかということで、試算をしました。

(1)年間でございます。年間の軽減額としては1,100万円、月に大きい90万円程度の利用料の減額という形になります。年間の1,100万円をどのように負担するか、これは国の制度に乗っかって進めようというものでございますので、財源の確保に財源内訳ということで、まず事業主として負担しなければなりません。事業主が420万円、特養です。特養として新しいいさりびが420万円の負担、そして国が340万円、北海道と木古内町がそれぞれこの軽減した分の170万円を負担するという事業になります。この制度を活用することによって、時限的なものではなく、恒久的に制度を活用していけるということで、皆様方のご理解をいただければと思います。

また、現在のいさりびの利用者は、この社会福祉法人減免になっておりませんので、4月以降は逆にこの分、軽減分がいま利用されているかたが特養として入所される場合には、月々のこの負担額がこの分下がると。該当されるかたは、下がるという形になります。以上でございます。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 続いて、私のほうから改修の図面を添付しておりますので、こちら9月の定例会の補正に上程しておりますので、若干先に説明だけをさせていただければと思いますが、よろしいですか。

**平野委員長** はい。

平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** A3で折っているところですけども、1枚目・2枚目、4ページ・5ページ目につきましては、位置図です。黄色の枠は、浴室の改修ということで、これまで各ステーションに個人が入るお風呂があったのですけれども、そこを機械浴にするというような内容でございます。個浴がなくなりますので、その個浴を多目的室を改修して作るというのが内容で、それぞれの位置を現在検討しているというようなところでございます。

詳細図につきましては、6ページ・7ページ目になります。6ページ目が改修前の詳細図です。両端はそれぞれステーションの個浴で、お風呂にはユニットバスが一つだけ付いております。これを最終ページをご覧くださいれば、左側はリフト式の浴槽の機械浴になります。ストレッチャーに乗せてきて、ここでそのまま機械浴に入っていただくと。右側の個浴の改修につきましては、車椅子等で対応できるような浴室を設置する予定でございます。そして、申し訳ございませんが1ページ戻っていただいて右下、こちらは多目的室の改修でございます。現在、多目的室ということで、空き部屋になっております。これを1ページめくっていただいて、改修後の詳細図で個浴がなくなりますので、ここにユニットバスを設けてそれぞれのステーションに設置するというような内容で改修を考えております。これは、大まかな改修ですけども、そのほか細かい改修はございますが、今回は大

き改修のみ図面を付けて説明させていただきました。以上です。

**平野委員長** それでは、今後のスケジュールについてと改修図について、説明が終わりました。各委員より質疑をお受けします。

相澤委員。

**相澤委員** 詳細図なのですけれども、私の見方が悪いのかどうか分からないのですけれども、箇所図と何か反対になっているような感じが図面が逆転しているような感じがするのですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

中の数字とか字が細かすぎてちょっと見えないところもあるので、次に出る時点で綺麗に印刷できないものかなとは思っておりましたけれども。

**平野委員長** 平野病院事務局長。

**平野病院事業事務局長** 多目的室につきましては、現状、海側と山側にそれぞれあるのですけれども、より費用のかからないほうということで現在、整理しております。今回の位置図については、山側のほうで示させていただいております。これが図面の中で正式に海側のほうになるかどうかということで、現在整理中でございます。

詳細図につきましては、見づらいというようなことでございましたので、これに少しどのように変わるのかというコメントを付けた中で、9月議会の資料とさせていただきたいと思っております。

**平野委員長** 相澤委員。

**相澤委員** そうすれば、この図面の方向自体は何も変わっていないということですか。位置図の位置と詳細図の方向自体、多目的室ですかこれ改修するところの場所自体が違うような気がするのですけれども。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時17分

**再開** 午後3時19分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 羽沢課長、ちょっと教えてください。

この社会福祉法人等の減免制度、これ特養だけの減免という捉え方でいいのかどうか。それで、以前から多床室からユニットになることによって、居室料が増えると。重々わかって、この部分からすれば負担区分の2・3の部分はこの恩恵を受けるけれども、4以上になれば対象外だと。この辺、やはりいま4以上で13万円の約4万円に近い額が一気に増えるわけですし、この辺というのはどうだろう。先ほどの賃金の調整ではないけれども、激変緩和措置というのか一気に3万6,000円増えるのではなくて、1年目は1万円、2年目は2万円、3年目は3万円、4年目から3万6,000円満額取るだとか、その辺のこの特養の経営の収支計画等も見えないものだから、一概にそうしてというふうにはなかなか私達も言いづらいのですけれども、一つの経営ということを考えれば。その辺の数字見合の中で、ただこの軽減措置の3ページの一番下を見ても、施設側が1,000万円だとすれば、施設側



が 420 万円、そして町が 4 分の 1 のその半分、170 万円を負担すると。そういうふうになれば、この辺全体の収支計画を考えて私達もどうしろこうしろとなかなか言いづらいのですけれども副町長、この辺町長とも協議の中で、激変緩和措置というのかこれやはり制度で利用者負担の軽減制度がありますけれども、それはそれとしても恩恵を受けられない部分。一気にそれ以上の 240 万円以上の年金をもらっているかただからいいのだということではなく、やはり「福祉都市のきこないとしてこういう措置をしました、それは 3 年間だけですよ」、響き良いのではないですか。と思います。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいま激変緩和措置ということで、お尋ねがありました。第 2 回の常任委員会の時にもその質問が出されまして、社会福祉法人等による利用者減免制度を町としては実施をしていきますと。そのことによって、いわゆる所得の少ないかたについての配慮はできますと。

一方、平成 17 年の時に老人保健施設が 36 床から 80 床に変わり、利用者が移ったケースがありますけれども、その時に激変緩和措置は行っていませんということをお知らせしております。ということで、激変緩和措置はやりませんという第 2 回での説明をしておりますので、その考え方に変わりはありません。

**平野委員長** 羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** 竹田委員のご質問で、特養のサービスのみなのかという軽減制度ですけれども、これは国の制度の中では、ディサービスもありますし、ホームヘルパーなどなども社会福祉法人などが行う介護サービスに対しては、この制度を適用できると。ただし、事業主負担が伴いますので、町が実施しますと言っても事業所がやりますと。申し出があってはじめて成立するものですから、いま現在木古内でも特養、それから社協が提供している介護サービス、これはこの制度を適用した中で、軽減制度を軽減することはできるのですけれども、あくまでも事業主の負担が伴いますので、その辺の絡みで申し出があったものについてということで、適用させていただきます。今回、この 4 月以降、町が社会福祉法人などには市町村が含まれますので、町としてその制度を特養に対して実施をしていきたいという考えでございます。

**平野委員長** よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、先ほど要求した資料が出ましたけれども、竹田委員、これについての説明はよろしいですか。見ておいてください。

ほかにはないようですので、以上をもちまして、保健福祉課、病院事業のいさりびと恵心園との経営統合についての調査を終えたいと思います。

長時間にわたり、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 26 分

**再開** 午後 3 時 35 分

## ＜町民課＞

### ・保育料の軽減について

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は、町民課で保育料の軽減についてでございます。

こちらは、資料が事前に配付されておりますので、資料の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、保育料の軽減についてのご説明をします。

説明に入る前に、資料に誤りがありましたので、大変御迷惑をおかけしますが、訂正をお願いしたいと思います。

まず、資料の 3 ページなのですが、下から 3 行目、真ん中から右側寄りの「年間およそ 13 万 2,000 円」とありますけれども、ここが「11 万 3,000 円」になります。「132」という数字を「113」に訂正をお願いいたします。

その次の行の右側「合計 44 万 4,000 円」、「444」を「42 万 5,000 円」、「425」に訂正をお願いいたします。

あともう一箇所、5 ページになるのですが、お開きいただけますでしょうか。5 ページの表の左側に階層区分というので、第 3 階層という階層区分の中の、右側の第 2 子の右の下段のところに、「3 歳未満 無償」というふうに書いてありますけれども、そこはその 3 段下の 4 階層の第 2 子の枠の下段と同様に、「3 歳未満 半額→無償（道補助）」、下線を付ける形での訂正をお願いいたします。4 階層の第 2 子の 3 歳未満の下段と同じ内容になります。恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。

それでは、資料のほうの説明に入らせていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。

平成 29 年度木古内町が実施する保育料の新たな軽減事業に関する説明書の内容について、ご説明をいたします。

最初に、国の制度改正についてです。

国では、昨年度より幼児教育の段階的無償化に取り組んでおり、29 年度は保育料を記載のとおり改正しています。

改正内容の 1 としまして、市町村民税非課税世帯、所得割階層区分の第 2 階層ですが、表の赤字のとおり、平成 28 年度では半額となっておりました第 2 子の保育料を 29 年度では無償化する改正を行っております。

この改正に伴いまして、当町では 2 歳児 2 名と 3 歳児 1 名の保育料が無償となり、町が負担する保育園の運営費負担金が年間 3 万 6,000 円の増となる見込みです。

次に、改正内容の 2 としまして、ひとり親世帯等で第 3 階層と第 4 階層の所得割課税額が 7 万 7,101 円未満の世帯の第 1 子の保育料について、平成 29 年度では 3 歳未満児は 9,000 円、3 歳以上児は 6,000 円に減額する内容となっております。

当町におきましては、今回の改正にあわせまして、さらに拡充して無償化したいというふうに考えております。

これによりまして当町では、第 3 階層の 3 歳児 1 名の保育料が無償となり、国の制度改正により、町が負担する保育園の運営費負担金が年間 5,250 円の増、さらに町が独自で拡充して無償化することによる保育料分の新たな負担は、年間 7 万 2,000 円になる見込みと

なっております。

以上が、1 ページ目の国の制度改正についての説明となります。

次に、2 ページをお開きください。

北海道の単独補助事業の内容について、ご説明をいたします。

現行制度において、多子世帯の第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となっている保育料について、北海道は第 2 子以降の 3 歳未満児について、保育料を無償化する市町村に対して、補助する制度を新たに創設しております。

その内容としましては、所得割階層区分の第 3 階層から第 5 階層までに該当する世帯の第 2 子以降の 3 歳未満児の保育料を無償とする市町村の保育料分の負担の 2 分の 1 を補助するといった内容となっております。

下段に、第 4 階層に該当する標準時間利用者の場合の例を図で示しておりますので、ご覧ください。

現行制度では、国の基準保育料が 3 万円に対しまして、当町の保育料は 2 万 3,000 円で、差し引きした 7,000 円を町が負担しておりましたが、道の補助基準にあわせて保育料を無償化した場合、国の基準保育料 3 万円を町と道が 2 分の 1 ずつ負担することとなり、町の負担は 1 万 5,000 円になることから、8,000 円の負担増となります。

続きまして、3 ページ目をお開きください。

当町においては、道の補助事業の内容にあわせて 4 月に遡及して無償化する場合、今年度該当する児童は 6 名で、1 か月あたり 2 万 5,975 円、年間では 31 万 1,700 円の町負担額の増となります。

それで、この道の補助事業については、強制されるものではありませんが、近年の少子化対策の一環として子育て支援の強化が求められていることから、当町においては、4 月に遡及して実施したいというふうに考えております。

なお、国の改正や町の独自拡充とあわせ、いずれも 4 月に遡及して実施した場合、記載のとおり合計で 42 万 5,000 円ほどの負担の増になる見込みとなっております。

なお、このたびの軽減事業等の実施に伴う予算補正につきましては、当面既存予算での対応とし、保育園に支払う運営費の公定価格決定後の 12 月定例会に例年行っている予算補正とあわせまして、補正させていただきたいと考えておりますので、ご承認をお願いいたします。

次に、4 ページをお開きください。

所得割階層区分ごとの利用者負担額表を参考として掲載しております。左側の国の基準額に対しまして、右側の町の基準額では、約 17 %から最大で 46 %の軽減率となっております。

次に、5 ページをお開きください。

このたびの軽減事業等を実施した場合の保育料負担について、二人親世帯とひとり親等世帯の比較の表を掲載しております。

下線を引いてある部分が今回変わるところで、矢印の左側が変更前、右側が変更後の負担内容で、かっこ書きが国・道・町の事業等の区分となっております。

今回、新たにひとり親世帯等の一部の保育料負担を無償化することにより、第 4 階層の住民税所得割課税額が 7 万 7,101 円未満のひとり親世帯等では保育料負担がなくなること

となります。

なお、昨年度実施しましたひとり親家庭アンケートの結果が出ましたので、その結果をもとに今後、教育委員会や保健福祉課などの関係部署とひとり親家庭の支援について、方向性を協議していくこととしておりますが、経済的な不安を抱える家庭が多いことから今回、これまで市町村民税非課税世帯のみ無償化となっていたひとり親世帯等の第1子の保育料を国の基準額の引き下げのタイミングにあわせて、ひとり親家庭支援策として先行して、市町村民税課税世帯である第4階層の一部まで無償化することといたしましたので、ご理解をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

質問はないようなのですが、今回、道の基準の変更により、それは木古内町はさらに上乘せして、無償化にしたと。ただし、このひとり親世帯の部分だということなのですよね。同僚委員からは、ひとり親世帯の待遇についての質問も一般質問で出た中で、今回はひとり親の部分で町は応えたということなのですけれども、これ幅広く段階がある中で、どの段階から優遇して、町としての考えはどうなのだといいところがすごい問われるところだと思うのです。今回は、私個人の意見なのですけれども、ひとり親については道の国の基準の変更とともに、町は施策に打って出ましたと。今後さらに、この保育料の軽減、全体の無償化というのが最終段階だと思うのですけれども、ここにもっていくためにどのラインで町はやっていくのかというのはすごい難しいと思うのです、考えるのは。その辺をひとり親だけ何で無償なのだという意見も出ると思うのです、今後。その辺今回、改正することによって町の考えというのをしっかり持って、今後のプランというのもしっかりと考えを説明できるような担当課であってほしいなと思いますので、よろしく願いします。

質問がないようですので、以上で町民課の保育料の軽減について、調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 46 分

**再開** 午後 3 時 49 分

### 3. その他

#### ・防災行政無線の非常放送について

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、その他の項目で防災行政無線の非常放送についてということで、今回のJアラートの部分で総務課のほうから、ただいま資料をお配りしますので、防災無線の非常放送についての現状の課題なのか、今後の見解なのかを説明したいということですので、お受けいたしました。

早速、資料の説明を求めます。

若山課長。

**若山総務課長** どうもお疲れ様でございます。急な報告をさせていただきます、申し訳ございません。

一昨日の8月29日ご承知のとおり、北朝鮮から弾道ミサイルが発射された件で、Jアラートで皆様方にも周知されたかと思えますけれども、この間、町民のほうから特に問い合わせ等はなかったのですけれども、情報がJアラートと及びテレビのニュースのみという状況の中で、住民のかたにいち早く木古内町の姿勢を知らせるという意味で、防災無線を国あるいはテレビの放送と同一のものではありますけれども、全町へ流させていただきました。

その時点では、当町には特に被害がなかったということで、それとJアラートの放送の中では、直ちに避難してください等アナウンスはあったものの、実際のところは避難するにあたって準備する時間を考えた時には、なかなか住民のかたも不安要素が多いということで、国からの行動についてという情報もきていましたので、昨日と言いますかきょう、あすあたりに配布になるであろう広報に、2枚目のチラシを差し込みさせていただいて、今後もし似たようなケースが起きた時には、この赤く囲まれているような内容で、屋外にいる場合は建物等に避難してほしい、建物がない場合は頭を守ってほしい、屋内にいる場合はなるべく窓から離れて、そういうガラスの飛散とかを防いでほしいというようなことを住民のかたにお知らせしたいということで、今回こういうチラシを配付させていただいたところです。私のほうからは、以上です。

**平野委員長** そのような説明ですが、皆さんのほうからは何か質問はございますか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

一つ、質問をいたします。私どもニュース等で情報を確認しながら、当日も最初防災無線が故障したのかなと思ったのですけれども、ほかの市町村では作動しなかった町村もある中で、まず防災無線、Jアラートがきちんと鳴ったという部分は、当たり前なのですけれども、まずをもって安心した部分ではあります。

質問したい部分は、実際に我が町の上空、地図でよくニュースで見ると、北朝鮮からミサイルの飛んだ弾道と言うのですか、その中で道南の我が木古内の上をニュース等では、上空を飛んでいるように見えるのですけれども、その辺りについて道とか国からニュースに出ていない部分の詳しい情報とかというのは、各自治体にはあつたりするのでしょうか。

**平野委員長** 若山課長。

**若山総務課長** 道からの情報では、当日、松前・福島・知内・木古内及び函館市の旧戸井付近の付近をとおり、襟裳岬付近を通過した後、1,180 km東方に着弾というふうのみ伺っております、それ以上の詳細は現在のところも聞いておりません。

**平野委員長** テレビで放送されているのとほぼ同内容しか詳細はないということですよ。

鈴木委員。

**鈴木委員** わかりました。北海道といっても我々みたく、道南をまさに上空をとおったわけですよ。ニュースで見ますと襟裳、襟裳と言われておりますけれども、実際に我が町の上空もとおったということなので、その点はどうですか。これは今後、詳細にどういう軌道で飛んだというのは、国・道からは情報としてはくるものなのですか。それは、連絡待

ちという感じなのですか。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 55 分

**再開** 午後 3 時 59 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ないようですので、以上をもちまして。

又地委員。

**又地委員** 今回のこれを踏まえて、うちの防災計画の中にこの一部なり、あるいはJアラートはたぶん防災計画をうちで立ててから、入っていればいいけれども。わかりました。

**平野委員長** ほかにないようですので、以上でその他、防災行政無線の非常放送についての調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 4 時 00 分

**再開** 午後 4 時 07 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

全ての調査事項を終えまして、意見書について協議したいと思いますが、毎回意見書の賛否を取る際は、休憩の中で協議をしておりますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 4 時 08 分

**再開** 午後 4 時 21 分

#### 4. 意見書

<北海道森林・林業林産業活性化促進議員連盟連絡会>

①林業・木材産業の成長化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

<全国森林環境税創設促進議員連盟>

②「全国森林環境税」の創設に関する意見書

<連合北海道>

③適正な地方財政計画の策定を求める意見書

④教職員の長時間労働是正を求める意見書

⑤道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、全ての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

<ゆきとどいた教育をすすめるため北海道連絡会>

⑥特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書

⑦「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

⑧国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書  
平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩の中で、8件の意見書について協議しましたところ、8件出ているうちの番号で言いますが、①、②、③、⑤、⑦、⑧の6件を採択とし、④と⑥については、今回は不採択といたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上について、意見書についての審議を終えます。

## 5. 閉会中の所管事務調査について

### 6. 所管事務調査報告書について

平野委員長 続きまして、1枚もののペーパーで皆さんに配付しているのですが、総務・経済常任委員会議会閉会中の所管事務調査について、これは9月から12月定例会までの間の調査する事項を事務局と打ち合わせをし、提示しております。

読み上げますと、各年度から拾って、この時期にやるものも入れているのですが、建設水道課の発注工事等の現地調査について、水道の上水及び水道の上半期収支状況について、総務課、財政収支計画の見直しについて、保健福祉課・病院事業は継続ですが、きょうもやりました経営統合について、病院事業は上半期の収支状況について、あとはその他、緊急を要する課題についてということで、その他まで5項目載せております。

この中身について、どうだという意見もそうですし、ここに記載されていない部分について、何かお気づきの部分があればご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 きょうの委員会もそうだったのですが、町民課から保育料の軽減についてということで、これも事前には事務調査に載せていなかったのですが、最初その他でやると言ったのですが、内容が内容ですので、これも緊急ということで、事務調査の中に入れた経緯もあります。

したがいまして、この9月から12月も当然ながら緊急で入れたほうがいいというものは当然入れていますので、漏れていてもあとから追加でやることは可能ですので、その都度お気づきの部分があればお知らせいただきたいと思います。

ほか、事務局から何かございますか。

議会の報告については、いつもどおり委員長と副委員長にらせていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 後ほどFAXで皆さんに流して、目通し・ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

きょうは、長時間にわたりまして、現地調査の山登りもして、大変足腰にきています。お疲れ様でした。

以上で、第4回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、福田まちづくり新幹線課長、加藤（隆）主査、中村主事  
羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長、平野病院事業事務局長、東主査  
木村産業経済課長、中山主査、吉田町民課長、吉澤主査、若山総務課長  
加藤（崇）主査

傍 聴：なし

報 道：北海道新聞

総務・経済常任委員会  
委員長 平 野 武 志